

移住定住支援事業

POWERED BY FUJISATO TOWN

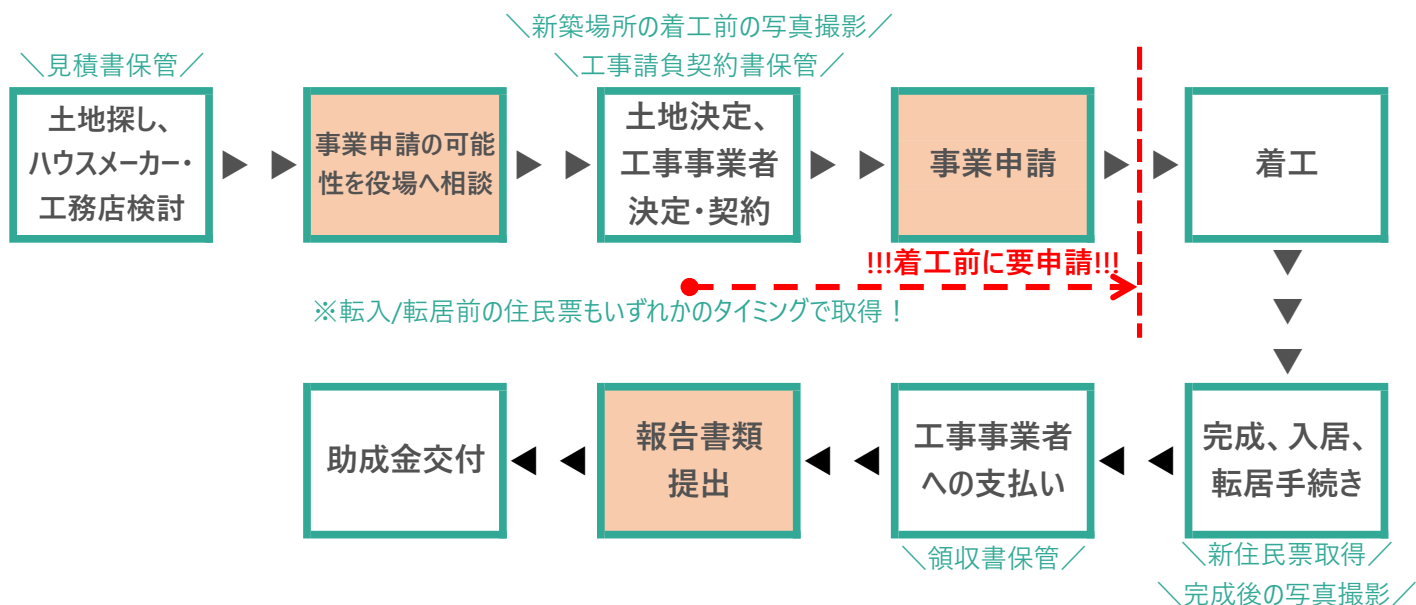


住宅新築・空き家改修等事業

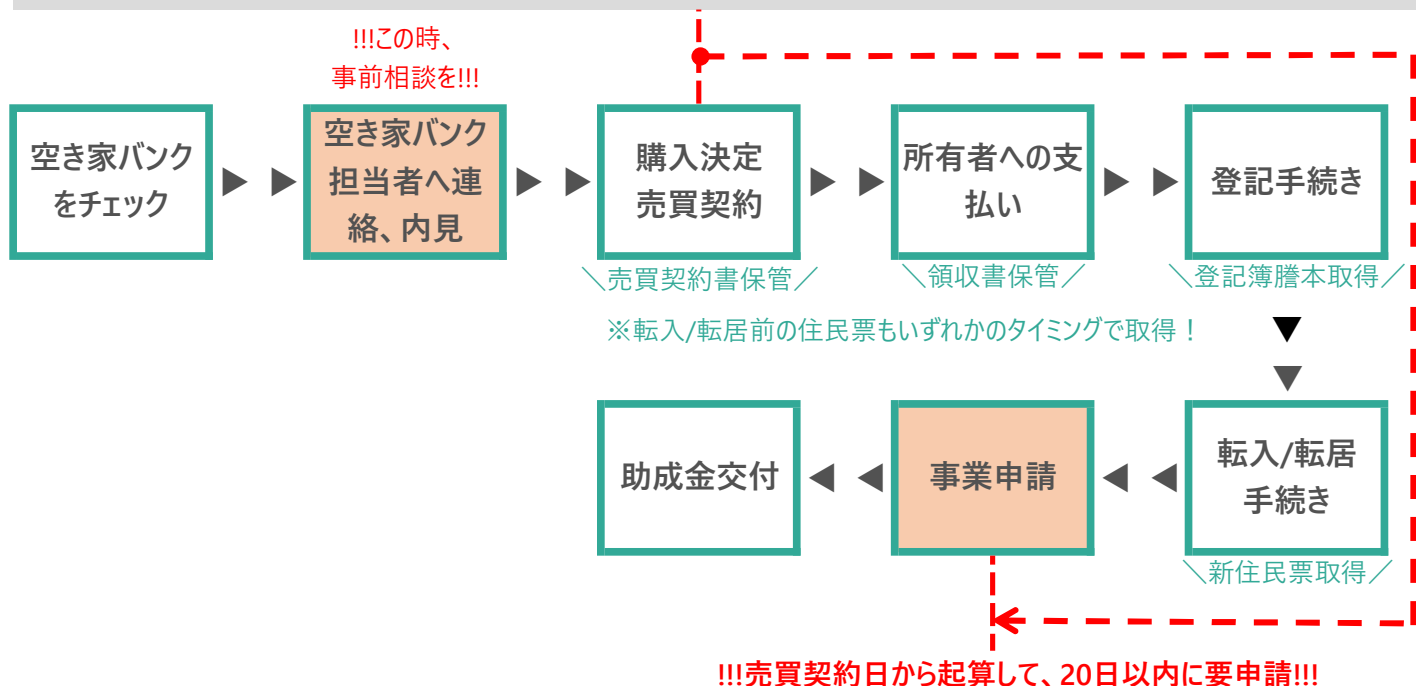
■必要書類取得、事業申請のタイミング

※大まかな流れとしてご覧ください。実際の個別ケースでは、手順やタイミング等が異なる場合があります。

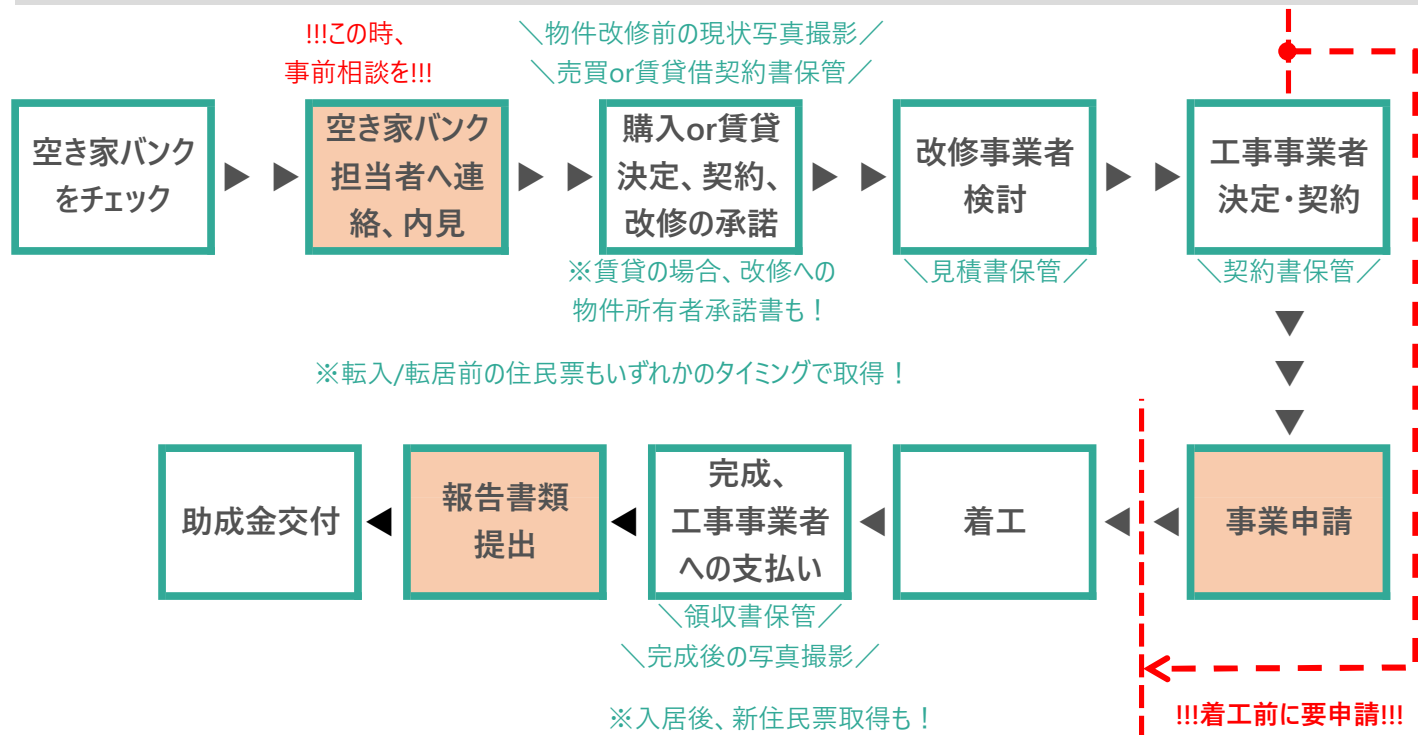
①新築の場合



②購入の場合



③改修の場合



支援内容	■ 新築または空き家バンク登録物件の購入・改修に要した経費の1/2を助成 ■ 上限：新築150万円、購入50万円、改修100万円 ■ 中学生以下の子と同居の場合、10万円/人加算（最大5人まで） ☆ 1世帯につき新築・購入・改修のいずれか1回まで
対象者	■ 40歳未満の世帯員がいる方 ■ 藤里町への移住定住を目的に、住宅を新築または空き家バンク登録物件を購入・改修する方 ■ 該当物件に5年を超えて住もうとする方
条件	<新築> ■ 藤里町内での建設であること <購入・改修> ■ 藤里町空き家バンクに登録されている物件であること ■ 物件の所有者もしくは借受者で、売買契約もしくは賃貸契約が成立したこと ※ 改修は、物件所有者も申請可能。その場合は、上記2点に加え、以下が条件↓ ○ 契約の相手方（購入者もしくは借受者）が「対象者」の3点に当てはまること

申請時期 (続き) 申請時期	新築・購入・改修の検討が進み、事業申請の可能性が出てきた時点でお早めにご相談ください。 購入・改修の場合は、空き家バンク担当者への問合せ・相談時にお話してください。 ☆ 空き家バンク担当：ふじさと住まいの相談窓口『ねまるベース』0185-74-6102 <申請書類提出期限> ■ 新築・改修：工事着手以前の日 ■ 購入：購入後、20日以内 ※ 期限間近のご相談の場合、予算が確保できない場合があります。お早目にご相談ください。 ※ 購入の場合、不動産登記を済ませた上で、購入後20日以内に申請していただく必要があります。登記手続きにかかる時間を勘案してご対応ください。		
申請時 必要書類	<新築・購入・改修 共通> ■ 補助金交付申請書（所定のフォーマットあり） ■ 誓約書（所定のフォーマットあり） ■ 転入/転居前の住民票（移住・定住者全員分） ■ 新築場所もしくは対象物件の位置図（インターネット等の地図の写しでOK） ■ 他の補助金を利用する場合は、その補助額が分かるもの 上記共通書類にプラス、必要となる書類 <table> <tr> <td data-bbox="338 1055 922 1435"> <新築> ■ 見積書の写し（工事内容が分かるもの） ■ 新築場所の着工前の現状写真 <改修> ■ 見積書の写し（工事内容が分かるもの） ■ 売買契約書/賃貸借契約書の写し ■ 物件所有者の承諾書（所定のフォーマットあり） ■ 対象物件の現状写真 </td><td data-bbox="922 1055 1503 1435"> <購入> ■ 売買契約書の写し ■ 領収書の写し ■ 物件購入後の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し ■ 転入・転居後の住民票（入居者全員分） </td></tr> </table>	<新築> ■ 見積書の写し（工事内容が分かるもの） ■ 新築場所の着工前の現状写真 <改修> ■ 見積書の写し（工事内容が分かるもの） ■ 売買契約書/賃貸借契約書の写し ■ 物件所有者の承諾書（所定のフォーマットあり） ■ 対象物件の現状写真	<購入> ■ 売買契約書の写し ■ 領収書の写し ■ 物件購入後の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し ■ 転入・転居後の住民票（入居者全員分）
<新築> ■ 見積書の写し（工事内容が分かるもの） ■ 新築場所の着工前の現状写真 <改修> ■ 見積書の写し（工事内容が分かるもの） ■ 売買契約書/賃貸借契約書の写し ■ 物件所有者の承諾書（所定のフォーマットあり） ■ 対象物件の現状写真	<購入> ■ 売買契約書の写し ■ 領収書の写し ■ 物件購入後の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し ■ 転入・転居後の住民票（入居者全員分）		
報告時 必要書類	<新築・購入・改修 共通> ■ 他の補助金を利用した場合は、その補助額（確定額）が分かるもの 上記共通書類にプラス、必要となる書類 <table> <tr> <td data-bbox="338 1742 922 1977"> <新築・改修> ■ 転入・転居後の住民票（入居者全員分） ■ 工事実施箇所の完成後の写真 ■ 工事請負契約書の写し ■ 領収書の写し </td><td data-bbox="922 1742 1503 1977"> <購入> 他の補助金を利用しない場合、報告不要 </td></tr> </table>	<新築・改修> ■ 転入・転居後の住民票（入居者全員分） ■ 工事実施箇所の完成後の写真 ■ 工事請負契約書の写し ■ 領収書の写し	<購入> 他の補助金を利用しない場合、報告不要
<新築・改修> ■ 転入・転居後の住民票（入居者全員分） ■ 工事実施箇所の完成後の写真 ■ 工事請負契約書の写し ■ 領収書の写し	<購入> 他の補助金を利用しない場合、報告不要		

その他	■ 各年度の予算の範囲内での交付となります。 ■ 補助金を受けた日から５年以内に他物件へ引っ越した場合は、補助金を返還頂きます。 ■ 他の類似補助金等を利用する場合は、他の補助金を優先していただき、他の補助金等の額を差し引いた額を本事業に申請してください。 ■ その他、詳細は「藤里町移住定住支援事業補助金交付要綱（平成29年3月31日訓令第15号）」に従います。
よくある質問	■ Q. 藤里町民も対象になりますか？ A. 藤里に既にお住まいの方が今後も住み続ける（定住する）ことを目的に、新築・購入・改修する場合、対象になります。 ■ Q. 親族の家を改修・購入する場合、対象になりますか？ A. 空き家バンク登録物件であっても、所有者と申請者が３親等以内の場合は対象外です。 ■ Q. 二拠点居住の場合、対象になりますか？ A. 転入手続きをし住民票を藤里町に置いた場合、基本的には対象となります。ただし、居住の実態がない場合は対象となりません。 ■ Q. 所有者が、今後の売却・賃貸を目的に申請することはできますか？ A. できません。購入者・入居者が既に決まり、契約が成立しており、かつ、その購入者・入居者が上記の「対象者」に当てはまる場合は申請が可能です。 ■ Q. １物件について、所有者が「改修」で、購入者が「購入」で、それぞれ申請できますか？ A. できません。１物件につき、いずれか１回のみの申請となります。 ■ Q. 居住が５年未満の場合、どうなりますか？ A. 世帯員全員が転出する場合、居住年数に応じた金額を返還していただきます。
お問い合わせ先	藤里町 総務課 企画財政係（企画） 電話：0185-79-2111 FAX：0185-79-2293